

高砂市新婚世帯家賃等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若い世代の人口減対策として、結婚に伴う新生活のスタートを支援し、また、経済的理由で結婚に踏み出せない若い世代を支援することにより、本市における少子化対策の強化及び若い世代の市内への移住・定住に資することを目的として、新婚世帯に対して、住居費及び引越費用の一部に補助を交付することに関して、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 平成30年4月1日以降に婚姻届を提出し、婚姻届の提出日における夫婦の満年齢の合計が80歳未満の夫婦をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 新婚世帯が自己の居住の用に供するために、賃貸借契約を締結した市内の住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 公営住宅
 - イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅
 - ウ 第5条に規定する申請者の1親等の親族が所有している住宅及び賃貸住宅
 - エ 短期賃貸住宅（賃貸借契約の期間が1年未満の住宅をいう。）
- (3) 住居費 婚姻を機に居住する市内の民間賃貸住宅への入居に際し締結した賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいい、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を除いた実質負担額2万円以上（物件の敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を実質負担額に補助期間で按分した額を加算することができる。）のものとする。ただし、直接住宅の賃貸料とはならないものを除いた額とする。
- (4) 引っ越し費用 婚姻を機に居住する市内の民間賃貸住宅への引っ越しに要する引っ越し業者又は運送業者への支払その他の引っ越しに係る実費をいう。ただし、不用品の処分費用並びに自らレンタカーを借りて引っ越した場合及びこれらの業者を介さず友人等に頼んで引っ越した場合の費用を除く。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 前条第3号に規定する住居費にあつては、所得証明書を元に、申請年度の前年の夫婦の収入の合計が600万円未満である世帯とし、前条第4号に規定する引っ越し費用にあつては、所得証明書を元に、申請年度の前年の夫婦の所得の合計が340万円未満である世帯であること。ただし、次のア又はイの場合にあつては、それぞれに規定する計算方法により算出した金額とする。
 - ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、又は転職した場合
最後に離職し、又は転職した月の翌月における夫婦の収入又は所得を合算した額に12を乗じた金額
 - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資

金をいう。)の返済を現に行っている場合

所得証明書を元に算出した申請年度の前年の世帯の収入又は所得の合計から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額

- (2) 居住する夫婦の住民票の住所が民間賃貸住宅のものとなっていること。
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年高砂市条例第 5 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (5) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

（補助金の額等）

第 4 条 補助金の額は、第 2 条第 3 号に規定する住居費にあつては、1 世帯当たり月額 1 万円とし、第 2 条第 4 号に規定する引っ越し費用にあつては、1 世帯当たり 1 回のみ 6 万円とする。ただし、当該引っ越し費用については、その額が 6 万円を越えないときは、その額をもって補助金の額とする。

- 2 補助期間は、補助金の交付を初めて申請した日の属する月から起算して 12 箇月間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日の属する月までを補助期間とする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高砂市新婚世帯家賃等補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票（世帯分）
- (2) 所得証明書（夫婦分）
- (3) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類の写し（該当する場合に限る。）
- (4) 住宅の賃貸借見積書又は賃貸借契約書の写し
- (5) 住宅手当支給証明書（様式第 2 号）
- (6) 引っ越しに係る領収書の写し（世帯所得が 340 万円未満の場合に限る。）
- (7) 誓約書（暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者である旨等を記載）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 6 条 市長は、申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、交付決定を行い、高砂市新婚世帯家賃等補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第 7 条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その決定事項について変更が生じた場合は、速やかに、高砂市新婚世帯家賃等補助金変更交付申請書（様式第 4 号）に、第 5 条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、高砂市新婚世帯家賃等補助金変更交付申請書の提出があつたときは、その変更内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、変更交付決定を行い、高砂市新婚

世帯家賃等補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 補助対象者は、高砂市新婚世帯家賃等補助金交付決定通知書を受けたときは、次に掲げる日までに高砂市新婚世帯家賃等補助金交付請求書（様式第6号）に家賃の支払実績を証明する書類を添付して、市長に提出するものとする。この場合において、年度をまたがる場合は、年度ごとに行うものとする。

(1) 4月から9月までの分にあつては、9月30日

(2) 10月から3月までの分にあつては、3月31日

2 引っ越し費用については、最初の請求に含むものとする。

3 市長は、高砂市新婚世帯家賃等補助金交付請求書の提出があつたときは、補助金を交付するものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、高砂市新婚世帯家賃等補助金変更交付決定通知書の交付を受けた場合について準用する。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定に付けた条件に違反する行為があつたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第10条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付決定（変更交付決定を含む。）を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行する。